

ペンネーム使用、問い合わせただけでクビ 名古屋地裁に提訴

出講の際にペンネームを使っていいかと聞いたところ、「慣行慣例」という理由を示しただけで、メールでの2回目のやりとりで「ご縁がなかったことに」された……。大同工業大学から解雇された高森晃一さんは、去る3月2日、名古屋地裁に地位確認の訴えを起こしました。

この事件は、同大学において今年度開講される「環境を科学する」の担当として、大学側窓口担当者（教員）から、いったん「お引き受けいただきありがとうございます」とのメールでその意思の表明を受けていたにもかかわらず、その後上記の経過で解雇されたもの。大学側は、それ以上の理由も示していません。

相談を受けた非常勤講師組合は、ただちに大学側に団体交渉を申し入れたところ、大学側は「そもそも労働契約として成立していなかったので交渉をする必要もない」との姿勢。これに対して愛知県労働委員会であっせんを実施したところ、大同大学側が持ち出したのは、「誤解を生むようなメールを送ってしまったようなので、その謝罪金として5万円～10万円の支払いなら応じる」というものでした。

高森さんは、「この条件を受け入れた場合、非常勤講師は、使用者の都合で、いつでも5万円か10万円払えばクビを切れるという前例を私が作ることになり、非常勤講師の労働条件をますます悪化させたことになる」として、非常勤講師の労働契約はこの時点で成立していること、解約するにしても納得いく理由が提示されていないとして、提訴したものです。

公判は、4月15日から開始されました。この裁判では、非常勤講師の契約はいつの時点で成立するのか、どの段階以降で、非常勤講師の地位は法的に確定されるのか、などが争われます。その点で、非常勤講師、さらには現在社会問題となっている非正規労働者全体にとって、

次回公判日程 ひとりでも多くの傍聴を。

5月12日（火）14：50

名古屋裁判所（地下鉄名城線市役所駅下車、西方に徒歩10分）1階ロビー集合

重要な意味を判決が期待されます。

どうか多くの方々に協力いただきますよう、心から呼びかけるものです。

振込先：12160-9-8511311

東海圏大学非常勤講師組合

ブログ：http://blog.goo.ne.jp/ko_syndicate

その際に、携帯メールアドレスをご記載ください。メールマガジンを配信いたします。また、メッセージをいただければ、本紙に掲載させていただきます（匿名可）。

第1回公判の様様

第一回公判がつつがなく終わりました。

こちらの訴状に対して、相手方が出てきた答弁書は想定範囲内というか、こちらが一番警戒していた点には触れていませんでした。

こちらの主張に対する反論も、ペンネームを使ってはならない理由もまったくなく、手続き上「契約の成立に当たっていない」というのが主な主張でした。

まずは優位に裁判をはじめられたんじゃないかと思えます。

警戒すべき点については出してくる時期を見ている可能性もあり気をゆるめるとやられるので、今後もしっかり理論的にも運動的にもつめてすきのない闘いをしていきたいと思えます。

傍聴が少なく、裁判官にプレッシャーをかけられるレベルには到底たりませんでした。

今後の公判には是非傍聴をお願いします。

傍聴に来ていただいた方はありがとうございました。今後ともご支援よろしく願います。（高森）

いりやーせ

東海圏大学非常勤講師組合 2009.4., No.004.

東海圏大学非常勤講師組合

住所 〒467-8501
名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1
名古屋市立大学菊地夏野研究室気付
TEL/FAX 052-794-3956

E-mail: toukaijihoukin@yahoo.co.jp

郵便振替口座 12160 - 98511311

東海圏大学非常勤講師組合あて

ひとりで悩まないで

あなたのそばに非常勤講師組合

いよいよ新年度が始まりました。

「どんな学生が受講してくれるのだろうか」「今年はどんな工夫をしてみようかな」など、さまざまなことをお考えだと思います。

それと同時に、「本当に学生が受けてくれるのだろうか」「少なかったりゼロの場合、その補償はどうなるのだろうか」「これって、私の責任？」などと思いついて悩んでいる人もおられるかもしれません。

上記のようなことが現実化したら、ただちに非常勤講師組合にご連絡ください。われわれも労働組合ですから、労働組合法という法律に守られて、大学側との交渉をすることができます。もちろんそれ自体の費用はかかりません。

それだけではありません。非常勤講師のお互いの間は、それほど日常的なつきあいはないもの。誰がどんな教え方をしているのか、今大学でどんなことが起こっているのか、たとえば「最近評価という言葉をよく聞くけれども、いったい誰がどういう基準で誰を評価し、その結果はどう使われるのか不安だ」など、具体的な相談を、いつでも身近に出し、1つの回答は出なくても、ある程度考えを組み立てることができます。

まだまだ小さな組合ですが、あなたが関わっていただくことで、1人分のエネルギーを新たにすることができます。

ストップ・ザ・不開講

一定の期間に出講することが決まっているのに、大学が受講生が少ないことを理由にクビにしようとした場合、労働契約法17条違反になります。この場合、民法628条で「その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う」とされており、その金額は残余期間の全額とされています。

さて、お手元の労働契約書をよく見てください。不開講の際の規定があるかもしれません。そこには、「不開講の場合は1ヵ月」と書かれているかもしれません。しかしそれは明らかに、民法628条の決まりに反しています。しかし、そこであきらめてはいけません。あきらめるということは、相手の意見に合意することを意味し、そこで話は終了してしまいます。納得できないのであれば、納得いくまで話し合っ、納得いく内容で契約するのが適切です。そのためには、ぜひ非常勤講師組合にご連絡ください。

どっしりと両肩に未返済の奨学金

せめて返還猶予の拡大を

博士前期				
貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還月額	返還回数(年数)
88,000円	24ヶ月	2,112,000円	12,571円	168回(14年)
博士後期				
貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還月額	返還回数(年数)
122,000円	36ヶ月	4,392,000円	18,300円	240回(20年)

前期と後期の奨学金を受けていた場合の貸与額は？

ご存知でしたか？ 育英奨学金の返還免除制度がほぼ消滅したことを。非常勤講師は、その多くの方が返済すべき奨学金債務を抱えています。しかしこんな現状で、大学と教育、日本の将来を語るができるのでしょうか？

みなさんは奨学金を受けられたでしょうか？ また、現在返還されているのでしょうか？ 思えばこの20年間、この制度は改悪に次ぐ改悪でした。元来、大学など学校の教員や研究職の人、は、「免除職」として、一定の期間を勤めた場合、返還が免除されていました。しかしながら、日本育英会が独立行政法人に移行した2004年4月1日以降に大学院の第一種奨学生に採用となり、奨学金の貸与を受けた人は、この制度の適用を受けられなくなりました。

取り立てだけ強化だけに努力

問題は、独立行政法人日本学生支援機構が、昨年12月に、奨学金の返還を3ヵ月以上滞納した利用者の情報を全国銀行協会(全銀協)12月5日、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」)は奨学金の返還を3ヶ月以上滞納した利用者の情報を全国銀行協会(全

銀協)が運営する個人情報情報機関である「全国銀行個人情報センター」に通報する制度を2010年度から始めると発表したことです。これは、いったん通報され、登録されればたとえ1回の滞納でも5年間その情報は消えません。その間、その人はあらゆる金融機関から「貸し渋り」や「貸しはがし」を受けることが予想されます。

問われる「奨学金とは何か」

そもそも奨学金とは何でしょうか？ それは、日本国憲法で保障されている教育の機会均等の原則を実現する国家の責務です。国会でも、政府は「奨学金事業の趣旨を踏まえ、現在の金融機関等のように、回収の為に外部に債権を譲渡するといったようなことは考えておりません」と答えています。

奨学金制度の変質を許すことはできません。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。

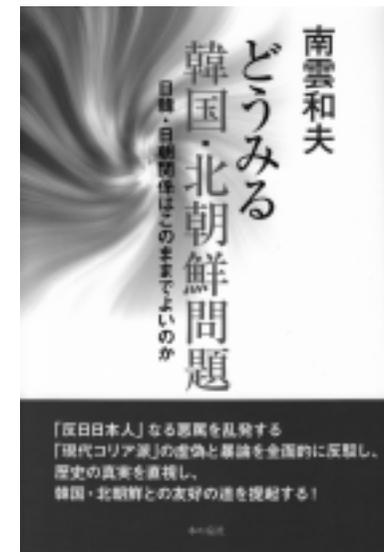
(c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

債権回収会社を使って回収強化？

奨学金の完全ローン化を許す
以下の文章は、学生支援機構のウェブサイトによると、「口座返還中の方で、振替日に残高不足により奨学金の口座引き落としができなかった方に、本機構が委託した債権回収会社から電話によるご連絡を本人・連帯保証人・保証人に対して行っています」とあります。奨学金を単なる教育ローンに変質させてはなりません。

経済的状況にかかわらず進学できる条件を！ 誰もが研究者をこころやすくできる条件整備を！ 誰

書評.....ぶっくす



南雲和夫著
『どうみる韓国・北朝鮮問題』
(本の泉社、2007年)

筆者は、法政大学および中央学院大学の非常勤講師である。筆者は本書のなかで、日本の過去の植民地支配を批判する文章や、北朝鮮の拉致問題について話し合いで粘り強く交渉すべきであるとする主張を述べた場合に反日よばわりされるなど、「嫌韓・反北朝鮮」感情をあおり立てる論調に対して、反撃を試みている。また、1988年時点において、拉致問題について、国会で野党議員から質問があったにもかかわらず政府がこれを放置した責任などを、国会議事録などをを用いて指摘している。

研究の方法論および結論などについて、紹介者にはコメントする能力はない。しかしながら筆者は、この10数年間で単著3冊、共著2冊、共訳書6冊を誇る。頭が下がる思いである。非常勤講師といえども研究者である、という主張が伝わる。(M)

政府は教育の機会均等の実現に努力せよ！ 奨学金制度の返還制度を改善せよ